

## 令和4年度立入検査指摘事項

項目	保健所名	指摘のあった水道事業者数	備考
<b>1. 全般について</b>			
水道管理者任命資格者の養成は計画的に行うこと。	安芸保健所	9	
資格を持った水道技術管理者を計画的に設置すること。	中央東保健所	3	
<b>2. 水道施設管理について</b>			
水道関連施設には立入禁止であることを明示すること。	安芸保健所	1	
水道施設には、防護柵・施錠・立入禁止表示等を設置すること。	中央東保健所	6	
施設の点検で異常が発見された場合は速やかに修繕を行うこと。	中央東保健所	1	
浄水施設及び配水施設において、立入禁止措置（標識）の不備があった。近隣に住宅があり、人の立入りによる水の汚染の恐れが否定できないことから、施設への立入りをしないよう看板の設置を検討すること。	中央西保健所	1	
一部の施設で立入禁止措置（門柵、施錠、標識）の不備について整備すること。	須崎保健所	4	
水道原水におけるクリプトスポリジウム等のリスクレベルに合わせて、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を実施すること。	須崎保健所	2	
一部の浄水施設、取水施設、中継地、滅菌施設、配水池の周辺に門柵や立入禁止表示を設けるなど、人畜が容易に侵入できない措置を講じること。	幡多保健所	4	
<b>3. 水質管理について</b>			
毎日検査の実施記録を5年間保管すること。	安芸保健所	3	
残留塩素濃度等の定量検査結果は適否ではなく測定値を記録すること。	安芸保健所	1	
水質検査結果について経年推移を確認すること。	安芸保健所	9	
閉庁日についても残留塩素等の測定を行うこと。	安芸保健所	2	
毎日検査については、残留塩素濃度(0.1 mg/L以上)、色、濁りについて確認し、記録漏れがないようにすること。	中央東保健所	6	

定期の水質検査のうち毎日検査について、一部の検査地点において未実施日が数日あったので、1日1回以上検査を実施すること。	中央西保健所	3	
色・濁り・遊離残留塩素について、1日1回以上検査すること。	須崎保健所	2	
給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/l以上保持するように塩素消毒をすること。	須崎保健所	3	
定期の水質検査(色、濁り、遊離残留塩素)について、実施頻度が不適切な水道施設があるため、すべての水道施設について、1日1回以上検査を実施すること。	幡多保健所	3	
給水栓における水の遊離残留塩素を0.1mg/l(結合遊離残留塩素の場合は0.4mg/l)以上保持するよう塩素消毒を行うこと。	幡多保健所	3	
<b>4. 健康管理について</b>			
水道の取水場等において業務に従事している者全員を対象に健康診断(検便)を実施すること。	須崎保健所	1	
<b>5. その他</b>			
水道施設台帳の整備に取り組むこと。	安芸保健所	1	
防災計画等を考慮して耐震化、BCP策定等に取り組むこと。	安芸保健所	9	
水道施設の耐震化状況を役所(役場)内で共有すること。	安芸保健所	9	